



令和5年4月24日

令和5年度さいたま市リーディングエッジ企業認証申請 募集要領

さいたま市では、独創性・革新性に優れた技術を持つ市内の研究開発型ものづくり企業を「さいたま市リーディングエッジ企業」として認証するため、下記のとおり認証申請の受付を行います。

認証された企業には、さいたま市が企業情報の発信を行うほか、公益財団法人さいたま市産業創造財団をはじめとする産業支援機関等との連携により、独自に企画された国際競争力の向上とさいたま地域発イノベーションの創出に向けた支援を行います。

記

1 申請の資格

- (1) さいたま市内に本社、研究開発拠点又は主たる製造拠点を有し、研究開発活動に継続的かつ重点的に取り組む企業（企業規模は問いません。）であること
- (2) 1年以上の事業継続の実績（市内であることは問いません。）を有すること
- (3) 日本標準産業分類（平成25年10月改定）の製造業（大分類E）のうち、次のいずれかに該当すること

・化学工業（中分類16）	・生産用機械器具製造業（中分類26）
・プラスチック製品製造業（中分類18）	・業務用機械器具製造業（中分類27）
・ゴム製品製造業（中分類19）	・電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類28）
・非鉄金属製造業（中分類23）	・電気機械器具製造業（中分類29）
・金属製品製造業（中分類24）	・情報通信機械器具製造業（中分類30）
・はん用機械器具製造業（中分類25）	・輸送用機械器具製造業（中分類31）

2 認証の継続の申請

令和元年度に認証を受けた企業は、令和5年度末（令和6年3月31日）に認証期間が満了※します。継続して認証を受けようとする場合は、本募集において継続認証を申請してください。

※ 令和元年度に認証を受けた企業は、本来であれば令和4年度末に認証期間が満了となるところですが、令和2年度に新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を講じたため、特例により認証期間が令和5年度末まで延長となっております。

3 認証の視点

認証（又は認証の継続）にあたっては、次の事項を総合的に審査します。

(1) 独自性・先進性

他社技術と差別化された国際競争力のある高度で先進性がある技術を有しており、産業財産権を取得し管理していること

(2) 市場性

市場規模を有する適切なターゲットの対象市場で一定の占有率（シェア）を獲得していること

(3) 計画実現性

適切な事業計画を有し、その事業化に必要な経営資源や社内体制、社外ネットワークを有していること

(4) 将来性・発展性

保有する技術によりイノベーションが創出されるとともに、多様な応用が期待できること。保有する課題に対し解決方法が明確であること

(5) 社会的価値での総合評価

保有する技術により社会的課題の解決が期待できること。また、雇用の拡大、地域活性化への貢献に加え、サステナブルな社会の実現に向けた自社の考えや、それらに取り組む姿勢があること

4 認証の特典

認証された企業には、さいたま市リーディングエッジ企業認証書を交付するとともに、さいたま市リーディングエッジ企業の名称及びロゴマークの使用権利のほか、以下の特典があります。

(1) 企業情報の発信

- ア 認証企業紹介冊子「さいたま市リーディングエッジ企業2024」への掲載
- イ 経済専門紙へのPR広告の掲載
- ウ 市報さいたまや、さいたま市ホームページにおける企業情報の発信 等

(2) 企業支援の実施

- ア 公益財団法人さいたま市産業創造財団等との連携により実施するさいたま市リーディングエッジ企業独自の企業支援
- イ 関係する産業支援機関等への支援の橋渡し 等

5 認証期間

認証決定の日から令和9年3月31日まで。

認証の有効期間は、認証を決定した日から3年を経過した日以後の最初の3月31日までとなります。なお、令和5年度認証申請に係る認証決定は令和5年12月頃を予定しています。

6 申請期間及び申請方法

(1) 申請期間 令和5年4月24日(月)から5月31日(水)

※郵送の場合は5月31日消印まで有効

(2) 申請方法 7に掲げる申請書類を、さいたま市産業展開推進課あてに持参又は郵送

7 申請書類

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱及び、さいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業に係る認証審査基準を確認の上、次の書類を提出してください。

認証制度要綱、認証審査基準及び指定する様式は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

	書類名称	提出部数
1	さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書(様式第1号)※	2
2	登記簿、定款その他の書類で会社の設立及びさいたま市内の立地を証明する書類の写し(認証の継続を申請する場合は、省略)	2
3	直近の法人市民税納税証明書の写し	2
4	会社案内、製品カタログその他の製品、技術等を紹介するもの	15
5	申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類(申請書を含む。)の写し	2
6	有価証券報告書を作成している企業:直近の有価証券報告書の写し及び直近3期分の会計監査人の監査報告書の写し 有価証券報告書を作成していない企業:直近3期分の法人税申告書一式(法人税申告書、決算書、勘定科目内訳書)の写し、直近3期分の監査報告書の写し(公認会計士による会計監査を受けている企業のみ)及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し(確認を受けている企業のみ)	2
7	企業コンプライアンスチェックリスト(様式指定)	2

※ 継続して認証を受けようとする場合は、さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書(様式第6号)を使用

8 認証の審査及び決定

(1) 認証の審査

書類審査及びプレゼンテーション審査により認証の審査を行います。プレゼンテーションの詳細については、申請内容の確認後、令和5年6月下旬頃に通知します。

(2) 認証の決定

さいたま市研究開発型企業認証審査委員会における審査及び報告を受け、さいたま市長が認証の決定を行います。

9 認証までのスケジュール

1	申請期間	令和5年4月24日～5月31日
2	申請内容の確認	令和5年6月
3	書類審査及び、プレゼンテーション審査	令和5年7月上旬～8月中旬 プレゼンテーションの詳細は6月下旬頃に通知します。
4	企業訪問の実施	令和5年8月下旬～10月上旬 審査委員による企業訪問を実施し、直接、製造現場（本社の場合は製品等）を拝見させていただきます。
5	認証の決定	令和5年11月～12月頃 認証式を開催する予定です。

※ スケジュールは現時点での予定であり、各種状況により変更する場合があります。

10 留意事項

- (1) 提出された書類は、認証の可否に関わらず返却いたしません。
- (2) 法令遵守状況、経営状況等について、機密保持の契約を締結した委託先にて申請内容の確認を実施します。
- (3) 申請内容の確認の結果、審査に至らない場合があります。
- (4) 申請内容に関する特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、申請者の責任で対応してください。
- (5) 申請内容に関する個人情報については、本事業の実施に伴う事項、本市が実施する各種事業のご案内のみに利用させていただきます。
- (6) 審査評定等に関する個別のお問い合わせについては一切お答えできません。
- (7) 審査の結果、認証に適すると認められない時は、認証に至らない場合があります。
- (8) 認証制度の資格要件を欠くに至った時又は、虚偽の申請により認証を受けた時などは、認証を取り消す場合があります。
- (9) 申請やプレゼンテーションなどに要する経費については、申請者の負担となります。
- (10) 各種感染症等の拡大を防止するため、認証までのスケジュール、審査方法等を予告なく変更する場合があります。予めご了承下さい。

【申請先・問い合わせ先】

さいたま市 経済局 商工観光部 産業展開推進課 新産業育成係
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
TEL 048-829-1371 FAX 048-829-1944
E-mail sangyo-tenkai-suishinka@city.saitama.lg.jp